

信州・青木村地域おこし協力隊設置要綱

平成 26 年 11 月 1 日

告示 133 号

(設置)

第 1 条 青木村の抱える、少子高齢化、若者の流失、雇用の場の不足、観光事業の伸び悩み、農業をはじめとした産業の後継者不足などの課題を解決し、青木村を未来に向けてより活性化するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号総務事務次官通知）に基づき、青木村地域おこし協力隊（以下「協力隊員」という。）を設置する。

(委嘱)

第 2 条 協力隊員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 委嘱される前に青木村の区域内に住所を定めていない者
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に現に住所を有する者
- (3) 委嘱の日において概ね 20 歳以上 50 歳以下の者
- (4) 心身が健康で、かつ青木村において地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者

(任期)

第 3 条 協力隊員の委嘱期間は 1 年とする。最長 3 年まで延長することができるものとする。

2 委嘱を延長する場合には 1 年ごとに委嘱期間を延長することとする。

(協力隊員の身分)

第 4 条 協力隊員の身分は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 条）第 3 条第 3 項第 3 号に定める者とする。

(協力隊員の義務)

第 5 条 協力隊員は、第 2 条の規定により委嘱された後、直ちに青木村の区域内に住所を定めなければならない。

(協力隊員の協力活動)

第 6 条 協力隊員の協力活動は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 特産物の振興、後継者の育成、新たな特産物の開発及び農業の六次産業化に関する支援活動
- (2) 観光振興及び新たな観光資源の創出に関する支援活動
- (3) 農林業の支援活動
- (4) 地域コミュニティ活動その他村おこしの支援活動

(5) 都市などとの交流・移住事業の支援活動

(6) その他村長が必要と認める活動

(協力隊員の遵守事項)

第7条 協力隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 居住地及び協力活動地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること

(2) 任期中は、常に所在を明らかにしておくこと

(3) 協力活動時間外であっても青木村内の行事への参加並びに風習等の情報収集に努めること

(4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること

(5) 身体の不調又は協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに村長に届けること

(協力活動に伴う村の支援)

第8条 村長は、協力隊員の行う協力活動に必要な住居、用具等の確保について支援を行うものとする。

(報償)

第9条 村長は、協力隊員に対し、予算の範囲内で報償金を支給する。

(身分証明書)

第10条 協力隊員は、協力活動に従事するときは、身分証明書(様式第1号)を常に携帯し、関係者から要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 身分証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更しなければならない。

3 身分証明書を紛失し、又は破損したときは、直ちに村長に届け出なければならない。

(日誌及び報告書)

第11条 協力隊員は、協力活動の状況について、その概要を協力活動日誌(様式第2号)に記録しなければならない。

2 協力隊は、前項の活動日誌を添付の上、毎月10日までに前月分の協力活動内容を協力活動報告書(様式第3号)により村長に報告しなければならない。

(解任)

第12条 村長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

(1) 法令もしくは協力隊員の義務に違反し、又は協力活動を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、協力活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないと

き

- (3) 自己の都合により、退任願（様式第4号）を提出したとき
- (4) 協力活動に必要な適格性を欠くとき
- (5) 協力隊員としてふさわしくない非行のあったとき
- (6) 協議なく住所を青木村の区域外に移したとき
（秘密の保持）

第13条 協力隊員は、協力活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

（村の責務）

第14条 村長は、協力隊員の行う協力活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 協力隊員の年間活動協力活動計画の作成
- (2) 協力隊員の行う協力活動に関する総合調整
- (3) 協力隊員の配属先との調整及び住民への周知
- (4) 協力隊員の行う協力活動終了後の定住・就職支援
- (5) 前各号に定めるもののほか、協力体位の行う協力活動に関して必要な事項

（庶務）

第15条 協力隊に関する庶務は、総務企画課事業推進室において行う。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、協力隊員の協力活動に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年11月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

（表）

身分証明書	
 写真	氏名
	生年月日
上記の者は、信州・青木村地域おこし協力隊員設置要綱第1条に規定する地域おこし協力隊であることを証明する。	
有効期限 年 月 日から 年 月 日まで	
青木村長 北村 政夫 印	

（裏）

注意事項
1 この証明書は、協力活動を遂行するときは、常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない
2 この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない
3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに村長に届け出なければならない
4 この証明書は、退任し、又は解任されたときは、直ちに村長に返還しなければならない

様式第2号（第11条関係）

協力活動日誌

青木村 地域おこし協力隊員名

印

年 月 日		天候	
活動時間			
協力活動場所			
協力者			
使用資機材			
協力活動内容			
特記事項			

様式第3号（様式11条関係）

年 月 日

協力活動報告書

青木村長 様

青木村 地域おこし協力隊員名

印

協力活動報告年月日	年 月分	受け入れ団体名	
年 月 日	業務内容		
年 月 日	翌月の協力活動予定内容		
要望、意見、その他			

様式第4号（第12条関係）

退職願

年 月 日

青木村長 様

青木村 地域おこし協力隊員名 印

次により青木村地域おこし協力隊員を退任したいので、願います。

退任希望年月日	年 月 日
退任理由	

（注）青木村 地域おこし協力隊員名欄には、協力隊員が署名及び記名押印すること。